

平成23年第2回川根本町議会臨時会

会 議 録

会 期 自：平成23年11月29日
至：平成23年11月29日

川 根 本 町 議 会

平成23年第2回川根本町議会臨時会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号 (11月29日)	
開 会.....	5
開 議.....	5
議事日程の報告.....	5
諸般の報告.....	5
行政報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	8
会期の決定.....	8
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8
議案第36号の上程、説明、質疑、採決.....	16
議席の一部変更.....	24
閉 会.....	25

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	野	暉	君
2番	太	田	侑孝	君
3番	山	本	信之	君
4番	小	藪	侃一郎	君
5番	原	田	全修	君
6番	森		照信	君
7番	中	澤	智義	君
8番	市	川	昌美	君
9番	鈴	木	多津枝	君
10番	高	畑	雅一	君
11番	中	田	隆幸	君
12番	板	谷	信	君

不応招議員（なし）

平成23年第2回川根本町議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成23年11月29日(火)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第35号 川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第36号 平成23年度川根本町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第 5 議席の一部変更

平成23年第2回川根本町議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日	平成23年11月29日（火）			
招集の場所	川根本町役場 議会議場			
開閉会日時 及び宣告	開会	平成23年11月29日（火） 午前 9時00分 議長 板谷 信君		
	閉会	平成23年11月29日（火） 午前10時21分 議長 板谷 信君		
出席議員	2番	太田 侑孝君	3番	山本 信之君
	4番	小藪 侃一郎君	5番	原田 全修君
	6番	森 照信君	7番	中澤 智義君
	8番	市川 昌美君	9番	鈴木 多津枝君
	10番	高畑 雅一君	11番	中田 隆幸君
	12番	板谷 信君		
欠席議員	1番 中野 暉君			
会議録 署名議員	5番	原田 全修君	6番	森 照信君
地方自治法第1 21条により説明のため出席した者	町	長	佐藤 公敏君	
	副町	長	小坂 泰夫君	
	総務課	長	柴田 光章君	
	企画課	長	羽倉 範行君	
	税務課	長	渡邊 清君	
	福祉課	長	西村 一君	
	生活健康課	長	栗原 卓君	
	産業課	長	澤本 勝美君	
	建設課	長	大石 守廣君	
	商工観光課	長	筒井 佳仙君	
	教育総務課	長	中澤 莊也君	
	生涯学習課	長	藤森 敦君	
	会計管理者兼出納室長		鈴木 一男君	
職務のため議場 に出席した者	川根本町議会事務局長 大村 敏正			

開会 午前9時00分

開 会

議長（板谷 信君） ただいまから、平成23年第2回川根本町議会臨時会を開会します。

開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

今期臨時会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、1番中野議員より議長あて欠席届けが出ております。御了承ください。

諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月21日、町長から第2回臨時会を招集する告示をした旨、通知がありました。

今期臨時会はお手元に配付のとおり、議案2件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及び定期監査、財政援助団体監査の結果について報告がありました。

内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（板谷 信君） 今期臨時会招集にあたり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、佐藤公敏君。

町長（佐藤公敏君） おはようございます。本年も余すところ1カ月となりました。

本日は臨時議会の開催をお願いいたしましたところ、御多用の折にもかかわらず、中野議員がご欠席のようでございますが、議員の皆様の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

11月25日には第7回茶業者大会が開催されました。第65回全国茶品評会では1等1席、2席、3席を独占し、川根本町が産地賞を受賞いたしました。農林水産大臣賞に輝いた土屋さんと丹野さん、生産局長賞の高田さん、そして関東ブロック茶の共進会において農林水産大臣賞受賞に輝いた相藤さんに町から感謝状を授与、また、JA大井川からは報償金が授与されました。全品で産地賞を獲得した川根本町もJAから報奨金をいただきました。また、平成23年度川根本町茶品評会優等の丹野さん、平成23年度川根本町共同製茶連絡協議会品評会優等の田野口第一製茶組合に対する表彰も行われました。

大会の記念行事として行われた茶業研修事業では、JA静岡県経済連茶業部茶業課茶業技術コンサルタントの岸本さんから「これからどうする川根本町の茶業」と題した、川根茶が生き残るために何をなすべきかをテーマとする講演会が開かれました。

この講演会の中で講師の岸本さんは開口一番、「川根茶はこれまでだれが育ててくれたのか。品評会に代表として手を挙げて入賞してきたという実績があったからではないか。好きな衆がやっていることだと思っているような人が多い。じゃあ、ほかに川根茶をアピールする方法が何かあったのか。出品者に対してもっと敬意を表すべきだし感謝しなければいけないんじゃないか」と話されました。

また、静岡新聞11月24日の時評欄に掲載された静岡大学防災総合センターの小山教授が書かれた風評被害を取り上げました。「小山教授の風評被害という言葉は極めて不適切であり、廃すべきものである。風評被害とは商品のリスクに対して不安を覚えた消費者の自粛行動が引き起こす経済的被害のことである。風評とは悪いうわさを意味するがうわさで広まった事例はほとんど確認できず、大部分は報道によって被害が拡大したことが知られている。つまり、実際には風評による被害ではないのに、風評被害と呼ばれるという自己矛盾がある。今後は消費者の安全不振による経済的被害などとストレートに表現するのがよい。風評被害の原因が消費者の不安、不信であり、それが報道に正しく認識することによって、その対策のヒントも見えてくる。まずは行政や生産者による情報発信の姿勢と誠実さが厳しく問われる。要するに風評被害は行政や生産者の立場とか解釈を一方的に押しつけるとともに、その原因までも消費者に転嫁し消費者の立場や感情を踏みにじる最低の言葉なのだ」と言う考えに共感を示した上で、「来年の新茶時期には今年の茶が在庫としてかなり残るであろうということを念頭に置いて、消費者の気持ちを逆なでするような風評被害などという言葉を使って言い訳することなく、消費者の信頼を勝ち取るためにしっかりとした検査を行い、安全性をアピールしていかなければならない。来年の一番茶が大事なのだ」ということを強調されました。

本論に入る前に以上のことをお話しされた上で、岸本さんは本題に入られました。

まず、「原材料としての生葉を確保するために、5年後10年後にどのぐらいの面積が残るかということではなく、5年後10年後も川根茶というならどれだけ茶園を残さなければならないのかを明確にし、だれが所有しているかというようなことは関係なく、

河岸段丘という地域の条件の中で、放棄茶園の増加にブレーキをかける、そのための目標、共通認識を持つことが必要だ」と話されました。

次いで、だれが茶業生産を継続するのかという点から、「町内に 29 の共同工場があるが、それらは右肩上がりの中で整備された。これからは小回りのきく、即実践できる組織にしていかなければならない。製造販売などの部門を専属とし、それぞれに責任を持たせ、生産と販売の一連性を持たせ、専属となる人の茶園の摘採は共同で行うなど、小回りのきく組織体制とするとともに、コスト意識を醸成するなど、施設、機械の再編でなく、組織の再編を図っていかなければ生き残れないだろう。それができない工場は生葉売りに徹することも考えるべき。やめるべきときにはやめるという判断も必要だ」と話されました。

「最初の少しばかりの高価格のお茶が問題なのではなく、1 番最後のお茶が幾らで売れたかが問題なのだ」とも言われました。

商いの戦略については、「川根茶は関東圏のお茶屋さんが育ててくれた。今はどことつき合っているのか。今までつき合ってくれたお茶屋さんが何で川根から離れていったのか。それは量と品質が当てにならなくなったからだ。浅く広く宣伝するより一極集中で責めるべきではないか。品評会の成果をどこで吹き込むかだ。観光で当地を訪れる人たちがリピーターとして再度訪れたくなるような仕掛けが必要だ。川根茶は 30 年前に戻ってほしい。みる芽だけでは商売できない。香気、味、水色、外観など、茎とのバランスを考えた上でひと工夫が必要だ。じっくりやってほしい」と、大変示唆に富んだお話をされました。

以上、第 7 回茶業者大会での岸本さんの講演について、これからの川根茶を考える上で重要な視点を含んだお話だったと考え、お話をさせていただきました。

川根本町にとって川根茶は極めて重要な産業であり、この川根茶の持つ多面的な価値、機能、これらをまちづくりの中にどう位置づけどう再生を図っていくのか、大きな課題になってくると思われます。

昨日 11 月 28 日には、静岡市川根本町間国道バイパス建設促進期成同盟会の要望活動が行われ、島田土木事務所、静岡県道路基盤整備部、静岡市田辺市長に対し富士城バイパスの早期完成と静岡市側の国道整備改良の促進方をお願いしてまいりました。

京浜中京の大都市圏の間にあり、東西交通の整備は進んでおりますが南北軸の整備の遅れが目立つ静岡県の現状、東海地震の発生が心配される本県の特殊事情の中で、防災上、救急上の必要性も訴えながら要望に努めてまいりました。

本日は職員の給与改定に関する条例改正 1 件と、台風による災害復旧に関する一般会計の補正 1 件について御審議をいただきますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。行政報告にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、原田全修君、6番、森照信君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日1日間に決定しました。

日程第3 議案第35号 川根本町職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例について

議長（板谷 信君） 日程第3、議案第35号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第35号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の御説明をいたします。

議案1ページから6ページをごらんください。

今回の改正議案は、人事院が本年9月30日に行いました国家公務員の月例給に関する報告、勧告を考慮し、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を上程するものです。

内容は、町職員のうち中高年齢層の職員の給料月額を0.1%から最大0.48%を減額、具体的な額で言いますと300円から2,000円減額し、さらに本年4月から今回の改定の実施の日の前日、本年11月分までありますが、それまでの期間に係る格差相当分を12月の期末手当の額で減額調整するという改正になります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。9番、鈴木多津枝君。

9番（鈴木多津枝君） 9番、鈴木です。

通告を昨日行っておりますので箇条的に通告に基づいた質疑を行います。

1点目は対象職員の基準は、今回の改正の対象となる職員の基準なんですけど、何なのかということ。

それから2点目は、4級から6級の号級の上8号給をなくしているんですけど、給料表を見ますとなくなっているんですけど、その理由は何かお尋ねします。

それから3点目、再任用は給与の額に対して減額の率も額も大きいんですけども、一般より多くなっている理由は何か。

それから4点目、説明の中に現給保障職員という言葉が出てきますけど、その現給保障職員というのはどういう制度によって、どういう内容の保障がされているのか。

それから現給職員の削減額、総額なんですけど、現給職員、対象者が24人から8人になったということなんですけど、その8人の減額総額は幾らかということ。

それから5点目ですけど、各改正ごとの影響額と対象職員数。

それから6点目に総額。それから総額では町に幾らの影響額が出て、その対象職員は全員、すべてで何人になるのか。

それから7点目ですけど、最高減額、1番多く減額される職員ですけども、1年間です、総額いくらの減額なのか。

それから8点目は、国はまだ決まっていらないわけですね、この給与を、国家公務員の給与改正というのは。それで町が、当町が先行して行う理由は何かということをお聞きします。

それから最後9点目ですけど、今回の町の職員給与の引き下げが民間企業、事業所などの給料や町の景気に与える影響をどのように考えるか、その点を。

以上、9点お聞きいたします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） それでは質問に対してお答えいたします。

まず1点目の対象職員の基準は何かということでございますけども、人事院勧告は国家公務員の給与水準を一般企業従業員の給与水準と均衡させることを目的としております。今回の人事院の調査によりますと、国家公務員の給与が民間の給与を平均で0.23%、金額で899円でございますけども上回っていたということでございます。これを年齢別に見た場合、特に50歳代後半層では依然として官民の給与格差が大きいことから、今回の人事院勧告において50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いた俸給表の引き上げ改定を行うということで、その勧告に従ったものでございます。

2点目の4級から6級の号級の上8号給をなくした理由でございますけども、職員の給料につきましては、国家公務員の行政職俸給表に基づいて同表を町の行政職給料表として適用しております。これまで年齢経験年数による昇給基準によってこの給料表の各級の最高号給以上の昇級となる職員が存在していたため、国の俸給表に上乘せして号給

を認定して対処していました。今年度から昇格等によって国の基準の最高号給以上の者がいなくなったため、本来の国の俸給表どおりに戻したものでございます。

3点目でございます。

再任用は給与の額に対して減額が一般より多いというような理由でございますけれども、特に再任用者の引き上げ率は一般の方とはほとんど差がございません。再任用の方ですけれども0.27から0.37ということでございます。議員がおっしゃられるような特に一般より多いというようなところは見当たりませんでしたので、そういったお答えとさせていただきます。

4点目の現給保障職員とは何かというような質問でございますけれども、平成18年度の給与構造改善、給与構造改革による俸給水準の引き下げによって、給料の激変緩和の措置によって当時の給与額を現在の給与号給の額を上回るまでその額を保障されているものでございまして、町の職員では現在8名が該当しております。削減額の例でございますけれども、給料額、例えば39万8,700円の職員の場合で1,900円の減額となります。ほぼ同レベルの給料額40万1,800円、これは平成18年当時の額でございますけれども、この現給保障されている職員の場合ですと、1,920円の減額ということでほとんど同じ扱いとなっております。

次に改正ごとの影響額と対象職員数ということでございますけれども、まず給料表の改正でボーナスを含んで影響が出る職員が59人でございます。総額で51万5,000円、約51万5,000円でございます。それから4月から11月の減額調整、こちらの方も59人、総額で91万8,000円ほどでございます。総額でいくらの影響額で対象職員が何人かということでございますけれども、59人ということで総額で143万3,000円ほどでございます。

次に最高減額職員の総額は幾らになるかということでございますけれども、これは4月から11月までの減額調整、それから12月から3月までの減額の合計額になりますけれども、約3万円になります。

次に国はまだ決まっていないけれども当町が先行して行う理由はなぜかということでございますけれども、国の方は復興財源を捻出するための給与削減法案、これを提出して人事院勧告は見送る方針でございますけれども、労働基本権の代償措置として行われ、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡を図るために行われている人事院勧告は、社会一般の情勢に適正な給与を確保する機能を有することにかんがみまして、町はこの人事院勧告に基づいて改正を実施するものでございます。

最後でございますけれども、今回の町の職員給与引き下げがどういった影響を与えるかというようなことでございます。

確かに役場の職員についても、中堅の職員で特に子育て中の職員にとっては給与の引き下げは生活に与える影響は大きいもので、町の景気等に影響する可能性もありますけれども、本町の地場産業である農林業や商工業、あるいは土木建築に携わる皆様との厳し

い経済的な現状を考えてみると、町の職員においても町民の皆さんと同じ立場に立って考えなければならないと考えます。そういったことを総合的にとらえて今回の改正はやむを得ないものと考えてございます。

以上でございます。

失礼しました。今、最初の対象職員の基準のときのお答えの中で、俸給表の引き下げ改定というのが正解でございますけども、引き上げ改定と言ったというようなことでございました。失礼しました。そこは訂正させていただきます。

(「答弁漏れが4番目であります」と言う者あり)

総務課長(柴田光章君) はい。現給職員の削減額、総額は現在出しておりませんが、1例としまして先ほど上げましたとおり、1,900円程度の減額ということで、この8名の方が該当しておりますので、それでいきますと1万6,000円程度ではないかと思っております。総額はちょっと事前に計算しておりませんので1例を説明させていただきました。

以上でございます。

議長(板谷 信君) 9番、鈴木君。

9番(鈴木多津枝君) 今の答弁漏れのところで答弁されたことですが、1万6,000円ぐらいになるのではないかとということですが、総額で幾らの影響額になるかの質問に、約143万3,000円ぐらいだと先に答えられましたけど、この中にその計算をしていませんけどもということが入っているのでしょうか。まずそこを確認したいと思います。

それから俸給表を見ていただくと、新旧対照表を見ていただくとわかるんですけども、対象職員、50歳を中心に40歳代の、の質問の答えですけど、40歳代の俸給を削減するという勧告に基づいて行ったものというふうに答えられましたけども、その新旧対照表を見ますと、同じ、例えば給与を、同じ給与って言うんですか、給与が、級が1級、2級、3級とありますけど級が低くても号給が多いところでは、例えば1級では1番簡単ですね、1番最後の93号給で24万3,700円ですけど、ここまで全然改正がありません。

それで、2級のところで改正が始まったのが、改正されるのが77号給の29万2,300円ですけど、3級では29万7,000円というところでは全く改正が、7,400円ってところですけど、ずっと改正がなくて32万8,000円からの引き下げになっています。

こういうふうに、全部そういうふうに級が上がるごとに改正する額が、あの、改正する対象の給与額が上がっていくということで、どういう基準でこの改正をしたのかなっていうのを聞きしたんですけど、その点で給料表のこの不一致っていうんですか、級数に対して号給で支払われる給与額のところで、いくらから上の方は改正しますよっていうふうになっていないという理由を説明していただきたいんですけど、よろしく願います。

それから4級から6級の号級の上8号給をなくしたということは、やはり給料表を見ますと全部縮まっているわけですね、あの、1級と2級だけ同じ、3級まで同じですけど、4級、5級、6級が、号給が8段階ずつ減っています。その理由をお聞きしたんですけども、答えが、本年度から上の号給がなくなったのと、あの、よく理解できませんでした。もう一度丁寧に説明をお願いいたします。

それから再任用の ですが、再任用の給与が額に対して減額の額や率が多い理由ということで、課長は率は一般と同じで、特に一般より多く減額しているということは見当たらなかったというふうに答えられましたけども、この給料表を見ますと、再任用職員のところ、1番最後に、対象表の3ページにあるわけですけども、例えば18万6,300円でも、もう既に500円の減額になっています。それで、21万4,000円の再任用給でも600円、800円、900円、1,100円、1,200円と減額が大きくなってんじゃないですか。率だって大きいはずですよ。なぜほとんど変わらないうちにおっしゃるのか、その点を説明してください。

それからですね、責任が重い立場の上級職員の給与だけ下げるという今回の改正なんですけども、それよりはるかに多い支給を受けておられる町長や副町長を下げないのは、責任の所在からも不公平な改正ではないか、先ほどの答弁をお聞きして思ったんですけど、その点についてどう考えるかお聞きいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） それでは最初に質問、再質問いただきました内容でございますけども、現給保障の8人分が143万3,000円の中に反映されているかというような質問でございましたけれども、現給保障の職員もその中に含まれております。

次に、4級から6級の号級の上8号給をなくした理由でございますけども、これは平成18年度に給与改定がございましたけれども、このときの大幅な改定でございました。それで給料表と職階の、職名ですね、そういったものが決まっておりますけども、例えば昇格が早くて同じ職階に長いた場合にはその給料表、級数のところで上がっていく形になります。そうしますとやはり国の方の基準を示していただいた中には当てはまらない職員が出てくるということでございます。これは我が町だけに限らず県内の市町、各市町でも同じような扱いで継ぎ足し措置をされているというような取り扱いが実際ございまして、当町の場合は今年度においてそういったケースがなくなったということで、本来の号給に戻したものでございます。

あと再任用の関係ですけども、先ほども申し上げましたけども、この給料表の改定がゼロからマイナスの0.5%というような範囲で職級によって50歳代が大きくなるというような表になっておりますけども、この再任用のところの引き下げ率ですね、これを見ていきますと、例えば1号のところは0.27ぐらいですね。それから2号が0.28、それから3号が0.31、4号が0.32ですか、5号が0.37、同じく6が0.37ということで、

先ほど申し上げましたようにゼロから 0.5 の範囲内には当てはまりますし、特にそういった大きな違いはないと思います。

ただ、再任用となりますと、退職後の採用ということで年齢的には若干高齢の方になりますので、今回の人事院勧告でされておりますように、高齢者の方に引き下げ率が大きいというようなことがありますので、そういったところで、いく分かそういうことは考えられるかもしれませんが、そんなに大きな違いはないと考えております。

あと特別職の給与ということでございますけども、今年度、一般職の給与改定をさせていただいておりますけども、率にして大きくても 2,000 円程度ということでございます。町長、副町長等特別職の報酬につきましても検討してほしいというような御意見だと思いますけども、特に見直す範囲ではないということで、特別職の報酬に関しては今回は提案しておりませんが、そういった状況でございます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 9 番、鈴木君。

9 番（鈴木多津枝君） 特別職の報酬を改定しない理由は、今回の改正が最高でも 2,900 円ぐらいで率も低いから大した影響ではないと、見直す範囲ではないというふうな考えだというお答えなんですけども、だったら、総額で 143 万円ですよ。減額の額が。私は率や額が少なくても職員の士気に与える影響というのは大きいと思うんですよ。むしろ町長、副町長はたくさん職員より高額を支給されているのにそのまんまで、それ以下の職員、1 番仕事が重い責任がある、現場の指揮をとらなければならない幹部職員、そういうところで、しかも子育てなどでも先ほど課長も認められて言われましたけども 1 番お金がかかる年代の人たち、そういう人たちのところを下げるのに、それより高額支給をされている町長や副町長、特別職はそのままですよ、下げる額は少ないでしょうという、だから当たり前でしょうっていうふうな考え方っていうのは、私は職員の士気を下げるものではないかと思うんですけど。町長どうでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） これは公務員の給与の改定ということでございまして、特別職については別の機関で協議していただくわけでございますけども、前回下げたときの範囲の中でおさまっているというのが一つの解釈としてあるんじゃないかなというふうに思っています。

いずれにしてもですね、職員の士気にも及ぶというようなお話でございますけれども、必要があれば見直していく、そういうことは必要だというふうに思っています。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。9番、鈴木君。

9番（鈴木多津枝君） 9番、鈴木です。

議案第35号に反対の立場から討論を行います。

今回提案された職員給与の改正は、国家公務員の人事院勧告の0.23%引き下げをもとにした改正となっておりますが、国家公務員の給与改正はまだ国会で民主党政府案と自民公明の修正案などで紛糾中で決定していません。

政府案は、東日本大震災の復興財源に国家公務員給与から2,900億円を捻出するとして今年度は人勧を見送り、来年度から3年間7.8%削減する案になっていますが、これに対して自民公明は労働権が付与されていない国家公務員の給与は官民格差の解消をもとにした人事院勧告を実施しないのは憲法違反だとして人勧の0.23%削減を実施した上で、復興財源確保の7.8%削減は別途考えるべきだというふうに提案しています。

本来憲法で保障された労働基本権を制約されている公務員はそのこと自体が憲法違反の状況に置かれているのであって、その代償として国は、せめて官民格差を解消する人事院勧告を実施してきていました。

民主党も自民公明もどちらをとっても憲法を守る姿勢はなく、国民の1番の守り手である公務員の給与を大幅に削減することを競い合うもので、不況や財政危機を理由に4年連続の公務員給与の引き下げは、国民の生命財産の守り手である公務員に頭から水をかけるようなものといえぬものです。

復興財源の確保、身を削るというなら国会議員こそまず最初にお手盛りでいろいろと設けている優遇制度や、年320億円余もの憲法違反の政党助成金、使途不明の官房機密費などこそ廃止して復興財源に充てるべきなのに、既得権には一切手をつけず消費税引き上げの国民負担増や働き手の公務員給与の引き下げなど、大企業、財界言いなりの二大政党政治では国民の生命も財産も守ることができない手本を見せつけられたような思いがします。

当町は人事院勧告に基づいて0.23%引き下げを行う方針ですが、地方公共団体が国家公務員への人勧を実施しなければならないという法律はなく、地方自治体の職員給与は人勧を参考にしながらも自治体独自で決めてよいことになっており、当然ですが決めることになっており、現に静岡県は県内の企業の調査をして0.15%削減を提案しており、高額な報酬の知事や県議の報酬改正も提案されています。

当町では最も高額な町長、副町長は据え置きで職員給与は4月にさかのぼって、給料だけでなく管理職手当や扶養手当、住居手当、単身赴任手当も引き下げるとのことで、4月から11月までに払われた8カ月分の給料と6月に支給された期末手当を合わせた総額に一律0.37%を掛けた額を12月支給の期末手当で天引きされます。

42歳を最年少として59人の職員が対象ということで、町財政への影響は91万8,000円とのことです。子供さんにも1番お金がかかる年代の職員に1人平均で1万6,393円の天引きがされ、最も多く引かれる職員は3万円近い天引きになるのではないかと思います。

ます。とても妥当な削減とは思いません。

また、12月から来年3月までの4カ月分と12月支給の期末手当でも減額が行われ、影響額は約51万円の減とのことですが、町財政への1年間の引き下げ影響額は140万円少しですので、先ほど、くしくも総務課長が言われた大きな影響では、大きな額ではないから特別職の改正を行わなかったというふうな答えがありましたけども、むしろそれだったら私は町民の生命財産を守るために、経験や知識が豊富で職責も重く仕事もできる立場の中堅幹部職員の給与削減を行うのではなく、むしろ今の町民の閉塞感を考えれば、トップである最高報酬の町長、副町長が、報酬、期末手当の総額、年間総額2,000万円ですが、その7%で140万円は確保できるものですから、町の、今の町の混乱を、混乱が起きている原因を考えれば、町長、副町長、こういう行政のトップの人の削減姿勢、そういうものが示されているのではないかと考えます。

そうした身の削り方こそ、町民の閉塞感を和らげ、町の民間企業、事業所で働く人たちへの給料引き下げへの連動も免れられ、ひいては町の購買力低下も回避でき、一石二鳥以上の効果をもたらすのではないのでしょうか。

このようなトップとしての配慮も責任感も感じられない当引き下げ案に対して、当引き下げ率の根拠も、人事院勧告を守らなければならないという根拠もない引き下げ案に対して、到底賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

議長（板谷 信君） 次に議案に賛成者の発言を許します。11番、中田君。

11番（中田隆幸君） 11番、中田です。

私は議案第35号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に賛成の立場から討論を行います。

この改正は国の人事院勧告に基づき、町職員の中でも給与規定の高い中高年齢層の給与を月額減額で、給与規定の低い若手の職員の減額は免れております。

給与が下がるということは町の消費が下がることにもつながりますが、本町の地場産業である農林業、商工業等の所得の減少は昨年よりも一段と厳しくなっております。そんなことを思いますと、町職員も町民の立場を考えていただくことも必要だと考えられます。

そんな中、国も民間企業との格差を考え人事院勧告という制度のもとで給与改定だと思っておりますので、今回の改正による給与等の減額は適正であると考えます。

よって、賛成としたいと思います。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから議案第35号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立多数です。

したがって、議案第 35 号、川根本町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 36 号 平成 23 年度川根本町一般会計補正予算
(第 5 号)

議長(板谷 信君) 日程第 4、議案第 36 号、平成 23 年度川根本町一般会計補正予算、第 5 号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) それでは議案第 36 号、平成 23 年度川根本町一般会計補正予算、第 5 号の概要について説明いたします。

第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,450 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 8,737 万 6,000 円としたいものであります。

第 2 表では地方債の限度額について補正をしたいものであります。

今回の補正は本年 9 月 3 日から 4 日にかけての台風 12 号災害について、早期の復旧を目指し臨時の補正をお願いするものです。

それでは事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の一般 6 ページからごらんください。

第 11 款災害復旧費、第 1 項農林水産施設災害復旧費は、7,450 万円の増額です。これは台風 12 号による災害のための経費です。林道富沢線、小河内線、千頭嶺線の工事費をお願いするものです。

続きまして歳入について説明いたします。

事項別明細の一般 5 ページをごらんください。

第 14 款県支出金、第 2 項県補助金は 3,820 万 3,000 円の増額です。これは災害復旧費として、林道富沢線、小河内線、千頭嶺線の災害復旧工事に係る補助金です。

第 18 款繰越金、第 1 項繰越金は 739 万 7,000 円の増額です。前年度歳計剰余金の一部を計上するものであります。

第 20 款町債、第 1 項町債は 2,890 万円の増額です。これは災害復旧債として、林道富沢線、小河内線、千頭嶺線に係るものであります。

第 2 表地方債補正につきましては一般 2 ページをごらんください。

林道 3 路線の災害復旧事業に係る地方債 2,890 万円を追加し、限度額を 3,730 万円とするものです。

以上御審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。9番、鈴木君。

9番（鈴木多津枝君） 9番、鈴木です。質疑をさせていただきます。

まず1点目は、林道富沢線の工期が来年9月末という説明が全協であったんですけども、大井川の仮設道路では少し多めの雨が降れば何日も通れなくなることが、今回の雨で一夜にして無残に流出してしまった仮設道で証明されてしまいました。

復旧工事が終了するまでの間、富沢地区の住民、孤立がもう3カ月近くになっている富沢地区の住民の生活、それから、これから迎える来年の茶期に向けて作業などもしなければならぬと思いますけど、そういうことに必要な仮設道路の設置をどのように考えておられるのかお聞きいたします。

それから2点目ですけど、災害復旧債の利率と償還年数、それから交付税措置率についてお聞きいたします。

お願いします。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それではただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

御質問の仮設道路につきましては、完成したばかりの大井川の工事用道路が先日の大雨によりまして決壊をしてしまいました。決壊をしてしまいましたので、これを再度修復しまして、大井川の護岸工事が終了するまでの間、富沢地区への仮設用道路として使用してまいりたいと思っております。

今後入札を行いまして施行業者が決定をいたしましたら、早期の完成が見込まれるとともに、工事の進捗状況を見ながら、制限付きでの道路の供用といったことも含めまして、車両の通行ができるだけ可能となるような工事の工程を検討しながら復旧工事を進めていきたいと考えております。

雨季になりますと大井川への仮設道の設置は大変困難かと思われまますので、林道富沢線の現道の復旧工事を進めながら、できるだけ一時使用ができると言ったような方法を業者とも検討してまいりながら、復旧工事を進め富沢地区の皆様には御負担をできるだけ軽減させるといったような方法を考えながら、復旧工事は進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（柴田光章君） 災害復旧債の利率等の質問でございますけども、資金ですけども災害復旧債は原則として財政融資資金となります。利率は借入れ時期の資金の指定金利、指定利率となります。現在のところは0.7%でございますけども、変更する可能性があるということでございます。

復旧債の償還年数でございますけども 10 年でございます。うち 2 年は元利据え置き期間、それから 8 年間で元利金等の償還ということになっております。

交付税措置でございますけども元利償還金の 95%になります。

以上でございます。

議長(板谷 信君) 9 番、鈴木君。

9 番(鈴木多津枝君) 災害復旧債のことはわかりました。

1 点目の富沢線の工事についてですけども、大井川の仮設道については、今課長から説明があったんですけど、これから入札を行ってまた新たに仮設道をつくり直すということのように聞こえたんですけど、そうなのか。それからその予定、日程、工程っていうんですか、それはどうなっているのかお聞きいたします。

それから工法なんですけども、今回出されている富沢線、まあ 5,000 万超す予測がたてられているわけなんですけども、見通しが示されているわけなんですけども、それにしても、もっと何とか早く、せめて仮道を現道のところにつくれないのかなということ、私も一生懸命考えます。あそこに行く、山道を通っていくたびに、本当に、孤立された方々の暮らしのこと、もし自分だったらと置き換えて考えると、本当にもう、どうしようもないくらい不安になってしまいます。こんな町でいいんだらうかと。もっと、まず何よりも最優先に孤立対策をやってくれるのが自治体の仕事ではないかというふうに考えるわけなんですけども。

前年度歳計繰越金も使うということで 739 万 7,000 円計上されているんですけど、まだその残りが 1 億 2,000 万円ほど繰越金が残っています。そして、災害復旧債の借入れも、今年度この借入れをこの額でしたとして、残高が、借入れ後の残高が 5,446 万円というふうに最後の表に示されています。町の町債残高 60 億円を超えています。その中の 1%にも満たない災害復旧債ということで、私はこういう災害が起こったときの災害復旧債っていうのは、本当に何よりもまず第 1 に活用すべきだというふうに思っているんですけども、これまで当町が災害が少なく幸運な町だったということなんですよけども、それだけに今回富沢地区の住民の方が 3 カ月近くも孤立したままになっていて、これからも 9 カ月間もその解消策がきちんと示されないというのは、本当に町民の生命と財産を守ることを最大の責務とする地方公共団体、町としての、町の長としての責任が問われる問題ではないかと考えます。

これまで孤立解消、生活道路確保の応急対策などのために国や県への要請や、ほかの地域でこういう生活道路が破壊して孤立した、崩壊して孤立した地域、あの、いっぱいあると思うんです。これまで奈良とか豪雨災害にあっていますので、そういうところの実例を調査研究して、どのようにやったらいいかという方法を研究されたり、または地元の建設業者さんなどを入れて、今回だけには限らないんですけど、こういう応急復旧工事っていうのは一刻も早く 1 日も早くやらなければいけないことで、そういうことに対応できる復旧対策会議のようなものを設けて、業者さんが持っている技術を活かして

いくとか、そういうことをやられたのかどうか、どのように力を尽くしてこられたのかお聞きいたします。

町長に伺います。

議長（板谷 信君） 建設課長。

勝手に指名しないように。答弁者を。はい、建設課長。

建設課長（大石守廣君） 最初に仮設道路の件でございますけど、先ほど説明させていただきまして仮設道路につきましては、大井川に設置する仮設道路ということで、一度つけたところが流されまして、それを再度復旧して、大井川の護岸工事が終了するまで県から富沢地区への仮設用道路として使用させていただきたいというもので、昨日から現場で復旧工事に入っているかと思えます。

それから今回の富沢線の復旧の工法でございますけど、これは軽量盛土工法と言いまして、発砲ウレタンを盛土材として使用し、道路本体をつくっていくという工法で、従来の工法に比べますと非常に工期を短縮できるという工法ということで、この方法に決定をしたという経緯がございます。

この工法を決定するにつきましては、いろいろ何種類かの方法を検討しましたが、やはりこれが1番工期的に短くなるということで決定をしたという経緯がございます。

それから今後のスケジュールはどうかということが御質問の中にございましたけど、今後の復旧工事のスケジュールですが、本日補正予算が承認されますと、きょうの午後になりますけど、指名委員会を開催いたしまして、12月9日に入札会を行う予定であります。

そして林道富沢線の工事請負費が5,000万を超えておりますので、議会の承認が欲しいということになりますけど、これは12月14日の12月の議会初日に請負契約締結の議案を提出させていただきたいと考えております。

そして工期は12月15日から24年の9月末日ということで、繰越事業ということで御承認をいただきたいということで考えております。

それから現道、大井川に仮設をいたします工事用の仮設の道路ですけど、これは県の護岸工事が3月半ばごろ終了するということで、それまでには撤去される予定でございます。その後は大井川に再度、県の許可を得て仮設用道路というものを設置するということは、もう大雨の時期ということもありまして、県からも許可が出ない、県からの許可が出ないということも考えられますので、大井川への仮設道路の設置は難しいものと考えております。ということで、現道の工事が盛土をしながら本体をつくっていくという工法でございますので、ある程度この盛土が進んでいきまして、現道とのすりつけが可能な状態ということになれば、その時点で時間規制とか軽四とか、そういった制限があるかもしれませんが、できるだけ車が通れるというような方法で施工をまいりたいということで思っております。

今の現場、幅員3メートルの道がやっとできるというような現場で、現場も狭くて地

形も大変急峻でございますので、この上に車両が通れるような仮設道路を設置することになりますと、技術的には可能かと思えますけど、大変現場が狭いということで復旧工事に支障が出るということで、ここの現場に仮設の橋、仮設の道路を設置するのは困難ということで判断をいたしました。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(板谷 信君) 町長の答弁はいいですか。

町長ありますか。はい、町長。

町長(佐藤公敏君) 今回の台風で孤立状況になっているということで、一部の方、避難された方、それから地域に残っておられる方、いろいろいらっしゃるわけですけども、大変不便を強いられているということで、できるだけ早く対処していかなければいけないということで、関係機関にもいろいろお願いをしておりますし、町としても対応をいろいろ検討しているところでございます。

25日でしたか、円卓会議というのが、これ、例年市町の負担金についての了解を求めに来る会議でございますけど、その際にもお願いを申し上げましたし、昨日、土木事務所、それから県へもお願いに行ったわけですが国道362の静岡との関係の要望ということではございましたが、その中でもお願いをしまいったところであります。

いずれにしても、なかなか被災地の皆様方の要求どおりに、思いどおりに進まない部分はございますけれども、それから河川を通るとか、いろんな問題もある中で、県も一生懸命対応してくださっておりますので、何とか被災地の皆様方の1日も早い復旧のために努めていきたい、そう思っております。

議長(板谷 信君) 9番、鈴木君。

9番(鈴木多津枝君) 県は町の要望に対して、本当に前向きに、曲げてというところもあるくらいに対応してくれていると私も思います。

本来なら工事用道路を通っては、一般車両は通さないもので、通れるとしても緊急車両だけだというふうな限定がついているにもかかわらず、こういう事態になっているのを大目に見ましようというふうな配慮もしてくださっているということで、今回の対策にあげられているんだと思うんですけども、本来だったら、やはりこの2カ月間の間に、町がもっとお金がかかることであっても、きちんと対策を立てなければならぬのではないかと思うんです。

例えば法面も路肩も、もちろん路面がほとんど全部落ちているわけですけども、法面が、山腹法面が崩れて、路面も路肩と一緒に落ちているという状況で、その例えば法面のところは、これまで山が動いているから仮設道はつくれないとか言われてきたわけですけども、地元の住民の人は、例えば見張りを立てても時間を制限してでも、何とか軽車両1台通れるぐらいの幅を法面のぎりぎりのところに確保してもらえないかと。そうすれば、そうやってくれれば、この復旧工事が少しぐらい、そのことで遅くな

るといふことがあっても、それはもう車が通れば我慢できることだといふふうなことも言われています。

そういう状況の中で、多分きょう残念ながら中野議員が、地元の中野議員が欠席されているということで、きっと本当にたくさんの要望を中野議員も聞かれていると思うんですよ。私みたいな部外者にも、もう息せき切ったような訴えをされておられるということは本当にもう我慢の限界にきている、不安で不安でこれから先がしょうがないということだろうと思いますので、本当に中野議員、悔しい思いをされてるんじゃないかと思うんですけども。代わりにもなりませんけども、私は本当に安全確保っていうのは、本当に大事なことだと思います。

でも、じゃあ見張りを立てて、法面のところを何とか下に支えをつくって、軽車両が通れる、1本仮設道をつくるということができないのかどうか。できない、危ないんだ、危ないんだっていうふうに言われてますけど、例えば1日のうち1時間とか、朝夕1時間ずつとか時間を切っても、何か地元の人と相談して見張り立ててやろうというふうな対策が立てられないのかどうか。この点、本当に心から離れません。富沢の住民の方の生活を思うと心から離れません。

そしてその間に大井川の方の、路肩の方の壁をつくって発泡樹脂を入れるのかなんかで、埋めたらそこに路面を早く一部つくってもらって、課長が言われるように仮設の道路をつくって、そちらを通るようにして、今度は法面の本格的な工事に入るという、そういう工法を検討されたのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） 先ほども申し上げましたけど、路肩の工事につきましては、盛土がある程度あがってきたところで林道にすりつくような状態になりましたら、現道のすりつけ道路部分に車がうまく通行できるような仮設の工事を行いまして、可能な限り、可能であれば車が通れるようにしたいというふうに考えております。

それから山腹の方、山腹の工事の関係になりますけど、あの現場を見ていただければ分かると思うんですが、道路の法面、道路上部の法面が広範囲にわたってクラックが入りずれているという現象が起きております。

そして今、農林事務所で緊急治山等の実施ということでボーリング調査とか地質調査をやっております。そして3月末ごろをめぐりに緊急治山工事を発注するということ聞いております。そして工法が決まりますと、それまでに工法が決まると思いますが、工事の方は4月ごろには入りたいというようなことも聞いておりますが、そういったこともありまして、その山腹、ずれている山腹の角の方、林道法面部分になりますけど、この部分の掘削等につきましては、やはり下の地山を掘削することで上の地山の動きが加速されるということも考えられます。考えられますというよりも非常にその心配がございました。

そういうことで林道の法面の方を掘削して仮道をつくるというのは大変危険があると

ということで、そちらもできないというような状況にあるということで、役場としては判断をしまりました。そういった状況です。

(「議長、もう1点」と言う者あり)

議長(板谷 信君) 簡潔に。9番、鈴木君。

9番(鈴木多津枝君) 本当にもう、八方ふさがりみたいな答弁しかないわけですけども、それなら富沢の住民の方々生活をどうやって守っていくのか。もう福祉課の方では既に保健師さんが山道を超えて、本当にほぼ毎日というほど高齢者のお宅を見回りに行っているということをお聞きしました。

そして、冬に向けて、例えば重いもの、灯油とかガスとか、そういうものもきれているわけですね。そういう、お米などもそうですけど、高齢者の方々が担いであの道を通ってるんですけども、本当に大変な搬送だと思います。何日かに1度とか、何か日にちを決めて希望する物を、その山道を搬送リレーをするとか、地元の消防団の方をお願いするとか、協力を得てやるとか、何か考えないと。行政として、孤立したままでどうにもやる手はないんですよ、八方ふさがりですよ、だから町は外に出て生活してくださいって言ったじゃないかと、まるで残っていることを悪く言うようなことは決してできないはずですので、残っておられるの方々、地域を本当に一生懸命守っていて、もう90を過ぎた高齢者の方々もいらっちゃって、その人たちを動かすと寿命を縮めてしまうことになるという動けない状態に、動けない状態を、皆さんが、じゃあ通勤や通学のない人たちは残ろうということで残って守っています。そういう状況で、出た方も毎日のように畑の手入れに通っています。そうすると二重で生活をしなければならない。灯油もほしい。そういう状況を何とか解消するために町が必要な生活物資、あるいは作業物資、そういうものの搬送の手だてを考えるかどうか、その点を最後にお聞きいたします。

議長(板谷 信君) 町長でいいですね。

それでは最後に町長の答弁を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) いろんな面で不安な生活をされていらっしゃるところでありますので、いろんな角度からですね、何とか少しでも不安が解消されるように町としても精一杯努めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長(板谷 信君) ほかに質疑はありませんか。8番、市川君。

8番(市川昌美君) 風邪を引いたもんですから聞こえにくいと思ひますけど。

事前通告しておりませんが、まず第1に、この前全協で副町長が言ったように、要するに工事中でも一応中断して、その、仮橋をつくって通るっていうこともしなくちゃならんって言う話をしたのは、わずか数日たっても、いわゆる橋にするっていうことですけども、橋は財源的には県で出すからいいだろうっていうんですけども、結局、出水した、出水して橋が壊れちゃったときに、それからの間っていうのはまた何もなくなっちゃうですね。そういう点、どう考えておられますか。

議長(板谷 信君) 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 前回、全協のときに、工法的にですね、あの、仮橋がなくなった場合というようなことも想定でお答えしたというところでありまして、現在その県の方の仮橋が、先般の大雨で仮橋が、ちょっと中央部分が崩れるとかですね、それから取り合いが流出するというものであります。

それで確認の中でですね、これが、水が引いてくれば1週間ぐらいで復旧できるんじゃないかというようなことが、そういうような情報もいただいておりますので、とにかくその仮橋を最優先で復旧できるということをまず第1に目標としております。

それで、これあの、県の方にも先般確認をしましたんですけれども、いわゆる今の流出については業者の、業者責任の中で行われるということでありまして、新たな予算を要するというのではなくてですね、現場復旧という形で業者が早急に行くという確認を得ております。

それから先ほど建設課長が申しましたようにですね、長期にわたる工期の中でですね、いわゆるその、お茶時も控えた中で、じゃあどういふふうに確保していくかっていうことなんですけれども、建設課長の答弁の中にもありましたように、下の方から発泡ウレタンの工法としてですね、パネルを積んだ中で地を固めていくということになりますけれども、その工期の途中であってもですね、例えば、仮道のような形にですね、軽自動車程度のそういうものが通れるかどうかとかですね、そういうものを常に検討しながらですね、やっていきたいというふうに思っております。

要は、全部完成して片側っていうことではなくてですね、例えば、いったん現場のところを下の方へ下って行くような形になってもですね、とにかくそういう確保ができればですね、そういう工法等も、とにかく孤立しない対応というようなことをですね、大前提の中で、いろんな方法を探りながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 8番、市川君。

8番（市川昌美君） ではあの、それは間違いなくやっていただくような、今答弁でございましたので、町長も認識しておいていただきたいと思えます。

それからもう一つ、これ、災害復旧ですけれども、財源構成を見ますと県の支出金が約3,820万ぐらい。それで繰越金と町債を合わせますと約3,600万ぐらいでしょう。すると、これ、災害復旧の場合、おそらく国庫支出金は出てくる、いわゆる国の災害審査の査定前だったから、急いでるからって言えばそれまでですけれども、この辺の町の支出の、あとその国で返ってくる補償というものはしっかりしておりますか。内容はとっていますか。

議長（板谷 信君） 1点、市川議員に御注意申し上げます。

これは総括質疑なので。一問一答方式じゃないので最初のときに質問した以外のことを質問しないように。再質問で。

答弁は許します。建設課長。

建設課長（大石守廣君） 災害復旧費に関する国の補助金の率でございますけど、台風 12 号、この災害につきましては激甚災害に指定をされたということで県からも聞いております。しかし予算を組む段階ではその率がいくつということが示されておられませんので基本となる利率で予算をとらせていただきました。

富沢線と小河内線につきましては事業費の 50%、それから千頭嶺線につきましては事業費の 65%ということで、基本の利率で予算を計上させていただきましたが、今の段階での予想ですが、90 から 95 あるいはもう少しくのではないかというふうに見込んでおりますが、詳細につきましては 3 月、年度末にならないと示されてきませんので、補正予算につきましては基本額でやらせていただきました。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 36 号、平成 23 年度川根本町一般会計補正予算、第 5 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第 36 号、平成 23 年度川根本町一般会計補正予算、第 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議席の一部変更

議長（板谷 信君） 日程第 5、議席の一部変更を行います。

議員の期数と生年月日により定めることに伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定によって議席の一部を変更します。

変更した議席はお手元にお配りした議席表のとおりです。

それではお手元の議席表に従い議席を事務局より発表させていただきます。

（事務局朗読）

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

本日はそのまま、この次の 12 月の定例会から変わっていただくようにしたいと思います。

閉 会

議長（板谷 信君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして平成 23 年第 2 回川根本町臨時議会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 21 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年11月29日

川根本町議会議長 板 谷 信

会議録署名議員 原 田 全 修

会議録署名議員 森 照 信